

証券コード 7318  
電子提供措置の開始日 2025年5月30日  
発送日 2025年6月9日

## 株 主 各 位

名古屋市中区錦一丁目5番11号  
セレンディップ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長兼CEO 竹内 在

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.serendip-c.com/ir/stock/meeting.php>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ中段のドロップダウンから「第20回定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7318/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セレンディップ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7318」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時00分  
(受付開始：午前9時30分)
2. 場 所 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル5階 栄ガスホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項 1. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ① 連結計算書類の「連結注記表」
    - ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場を適切な室温に設定させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会は、Zoom Video Webinarを利用したライブ配信を実施し、株主の皆様にはオンラインで参加していただけます。ご利用の場合、URLもしくはコードよりご参加ください。ただし、オンライン参加の場合、本総会当日に議決権行使及びご発言を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面により、事前に議決権行使をお願いいたします。

[https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN\\_mqBGghDQQE2BQiAYeJUdw](https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_mqBGghDQQE2BQiAYeJUdw)



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	たけうちあり 竹内在 (1970年11月19日)	<p>1994年12月 ニフティ株式会社入社      1999年7月 株式会社東海総合研究所（現 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社）入社      2001年7月 SAPジャパン株式会社入社      2006年7月 日本オラクル株式会社入社      2011年4月 株式会社シンプレクス・コンサルティング（現 シンプレクス株式会社）入社 コーポレート・イノベーショングループ執行役員      2013年3月 当社監査役      2014年3月 当社代表取締役社長兼CEO（現任）      2014年10月 天竜精機株式会社取締役（現任）      2016年7月 エムジーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員・現任）      2018年6月 佐藤工業株式会社取締役（現任）      2018年8月 三井屋工業株式会社取締役（現任）      2018年12月 株式会社サンテクト（現 セレンディップ・テクノロジーズ株式会社） 取締役（現任）      2020年7月 セレディップ・フィナンシャルサービス株式会社取締役（現任）      2020年7月 当社社長執行役員（現任）      2022年3月 株式会社エヌネットワークス社外取締役（監査等委員・現任）      2023年1月 株式会社アベックス取締役（現任）      2024年3月 株式会社レディーバード取締役（現任）      2024年12月 エクセルホールディングス株式会社 取締役（現任）      エクセル株式会社 取締役（現任）      株式会社エクセル製作所 取締役（現任）      株式会社エクセルエンジニアリング 取締役（現任）      株式会社エクセル・ロジスティクス 取締役（現任）</p>	1,015,126株

#### 【選任理由】

竹内在氏は、当社ホールディングス機能の経営全般及び当社グループ子会社の取締役として事業・オペレーション戦略を担っております。当社の企業価値向上及びグループとしての組織強化において、引き続きその知識・能力が必要であると考え、取締役候補者としております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	たかむらのりやす 高村徳康 (1968年2月22日)	<p>1990年4月 岡三証券株式会社入社      1997年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社      2006年8月 当社設立 代表取締役社長      2006年10月 Sync Partners 株式会社設立      代表取締役      2009年11月 株式会社ケイズコーポレーション社外監査役（現任）      2014年10月 天竜精機株式会社取締役      2015年10月 佐藤工業株式会社取締役      2016年3月 当社代表取締役会長      2018年3月 三井屋工業株式会社取締役      2018年8月 株式会社サンテクト（現 セレンディップ・テクノロジーズ株式会社）取締役      2018年12月      2020年7月 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社代表取締役（現任）      2020年7月 株式会社エムジエク（現 セレンディップ・テクノロジーズ株式会社）取締役      2020年7月 当社会長執行役員      2022年9月 日本ものづくり事業承継投資株式会社代表取締役（現任）      2023年6月 当社執行役員（現任）      2023年6月 当社取締役C I O（現任）</p>	1,014,738株

【選任理由】

高村徳康氏は、当社創業より代表取締役として経営を監督し、社長、会長の職において経営トップとしての手腕を発揮してきました。投資戦略及び当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要であると考え、取締役候補者としております。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	きたむら たかし 北村 隆史 (1976年4月10日)	<p>2000年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社</p> <p>2004年10月 税理士法人トーマツ入社</p> <p>2008年4月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社入社</p> <p>2009年2月 株式会社八神製作所入社</p> <p>2012年10月 トヨタメディアサービス株式会社（現 トヨタコネクティッド株式会社）入社</p> <p>2015年3月 有限責任監査法人トーマツ入社</p> <p>2018年5月 東海電子株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2018年6月 当社入社</p> <p>2018年8月 三井屋工業株式会社常務執行役員</p> <p>2022年4月 当社人事・企画部担当執行役員</p> <p>2022年5月 天竜精機株式会社取締役（現任）</p> <p>2023年10月 当社コーポレート企画本部担当執行役員（現任）</p> <p>2024年3月 株式会社レディーバード取締役（現任）</p> <p>2024年6月 当社取締役CFO（現任）</p> <p>2024年12月 エクセルホールディングス株式会社取締役（現任）</p> <p>エクセル株式会社 取締役（現任）</p> <p>株式会社エクセル製作所 取締役（現任）</p> <p>株式会社エクセルエンジニアリング 取締役（現任）</p> <p>株式会社エクセル・ロジスティクス 取締役（現任）</p>	18,411株

【選任理由】

北村隆史氏は、当社入社後、グループ会社CFOとしてM&A後のグループ会社経営に携わり、当社グループの経営に対する幅広い経験・実績・見識を有しております。現在は、当社管理部門全般の責任者として、当社のグループ経営推進とコーポレート・ガバナンス強化を推進しております。その知識・能力が当社の企業価値向上において必要と考え、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹内在氏が所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社であるネクストシークエンス合同会社が保有する株式数を、高村徳康氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である一徳合同会社が保有する株式数も含めて記載しております。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者による違法行為や、法令に反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償等が発生した場合を除く）。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## **第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件**

当社は、2024年6月28日開催の第19回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）につきご承認いただき今日に至っております。当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることいたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、金銭報酬の額とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき実施いたします。

また、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名となります。

### 記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 謾渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社

取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 謙渡制限付株式の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 謙渡制限付株式割当契約の内容

謙渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と謙渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する謙渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 謙渡制限の内容

謙渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「謙渡制限期間」という。）、当該取締役に割当てられた謙渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、謙渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「謙渡制限」という。）。

### (2) 謙渡制限付株式の無償取得

当社は、謙渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、謙渡制限期間が満了する前までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の謙渡制限期間が満了した時点において下記(3)の謙渡制限の解除事由の定めに基づき謙渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割当てる予定です。

**第3号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件**

当社は、2024年6月28日開催の第18回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）につきご承認いただき今日に至っております。当社は、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、金銭報酬の額とは別枠として、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき実施いたします。

また、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）は1名となります。

記

当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 謾渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、

当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 講渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対して割当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 講渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 講渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 講渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

### I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

### II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

#### 1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2021年6月28日開催の第16期定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、とすることをご承認いただき、今日に至っております。

当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、金銭報酬の額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当て日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当て日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は3名となります。

#### 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

##### (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、1,500個とする。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目

的である株式の数の上限は150,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当て日の終値に1.05を乗じた金額（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、割当て日の終値に1.05を乗じた金額を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当て日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{調整後} \end{array} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} 1 \text{株あたり} \\ \times \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{新規発行前の } 1 \text{株あたりの時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後8年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

#### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### (8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

**第5号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件**

**I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由**

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

**II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）**

**1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額**

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2018年6月21日開催の第13期定時株主総会において、監査役に対する金銭報酬として、年額20,000千円以内、とすることをご承認いただき、今日に至っております。

当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当て日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乘じた額となります。ここでいうところの割当て日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）は1名となります。

**2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）**

**(1) 新株予約権の数**

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、150個とする。

**(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数**

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目

的である株式の数の上限は15,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当て日の終値に1.05を乗じた金額（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、割当て日の終値に1.05を乗じた金額を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当て日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{調整後} \end{array} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} 1 \text{株あたり} \\ \times \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{新規発行前の } 1 \text{株あたりの時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後8年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

#### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### (8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

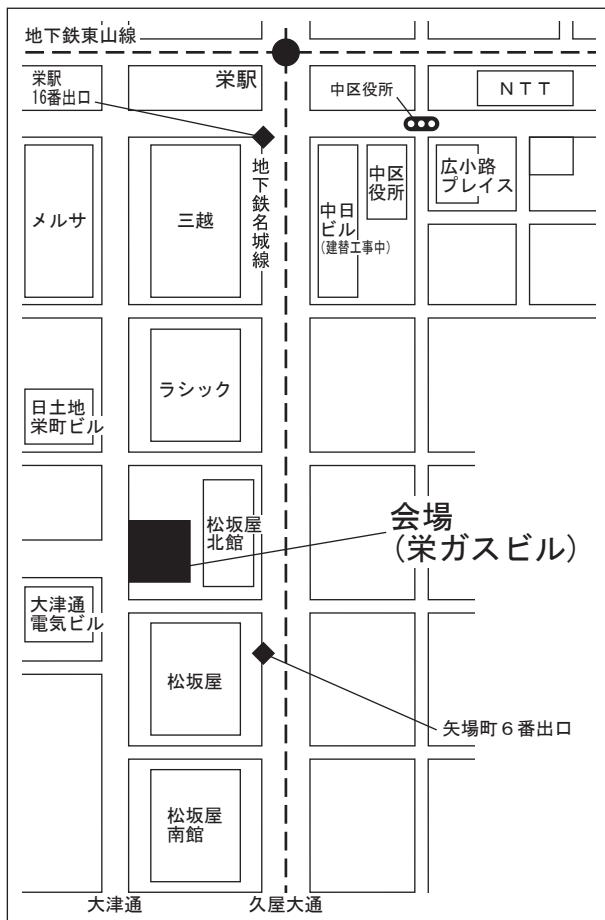
以上

メモ

メモ

# 株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル5階 栄ガスホール



- 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口から西へ2分
  - 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 16番出口から南へ4分
- ※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。